

環境大臣

石原 宏高 様

ツキノワグマをはじめとした
鳥獣被害防止に向けた提案

令和8年8月

岐阜県知事 江崎 禎英

近年、有害鳥獣による農林業被害や森林生態系への影響が深刻化しているほか、人的被害も発生しており、特にツキノワグマについては、岐阜県内でも本年4月から7月までの間に、昨年同時期を約140件上回る500件以上の出没が確認され、全国的にも被害の広がりを見せるなど、被害防止に向けた取組が急務となっています。

こうした中、令和7年11月、国においては「クマ被害対策パッケージ」が閣議決定され、様々な対策を迅速に講じていただいております、心から敬意を表します。

鳥獣対策には、狩猟免許所持者の確保・育成が重要となりますが、全国的にも、狩猟免許所持者数が減少しており、近年は令和3年に約21万人となるなど回復傾向にありますが、年代別では60歳以上が約半数となり、高齢化が顕著です。

これと軌を一にし、岐阜県内においても若干の回復傾向にあるものの、狩猟免許所持者はピーク時の3分の1以下となり、高齢者の割合が高く、さらに令和7年度からの緊急銃猟制度開始により、担い手確保及び技術力向上の取組がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、本県では、狩猟免許所持者に対して猟友会などによる実施指導や捕獲技術向上・狩猟事故防止の研修会、狩猟免許未取得者向けの普及啓発等の取組により担い手確保を図っています。また、若者や女性といった新たな担い手確保につなげるため、老朽化した射撃場の改修やトイレや待合室の整備を実施しています。

猟友会等による地域の実情に応じた取組や、普及啓発活動、基盤となる射撃場の適切な整備が必須と考えますが、上記の取組、整備に係る経費は現状、国の支援対象外となっています。

狩猟の担い手確保は本県のみならず、全国的な課題であり、こうした取組を国として支援することで全国的な担い手の増加に寄与するものと考えます。

また、ツキノワグマが人間の生活圏に出没する場合、身を隠すことができる藪や雑草の生い茂る河川敷、道路脇等を移動していると考えられることから、河川敷・道路脇等の樹木伐採や雑草の刈払いなど、見通しを確保する「緩衝地帯」の整備が必要不可欠となります。

緩衝地帯の整備にあたっては、広範に及ぶ作業が必要となるため、十分な予算を確保するとともに、効率的かつ安全に作業を実施するための新たな技術の導入への支援に係る検討も必要と考えます。

以上を踏まえ、本県としては、引き続き、国と緊密に連携し、ツキノワグマをはじめとした鳥獣被害への対策を進めていく所存ですが、国においても鳥獣被害の拡大防止に向け、下記の事項について検討いただくよう強く要望します。

記

1 鳥獣捕獲の担い手の確保・育成

鳥獣捕獲の担い手不足への対応のため、指定管理鳥獣対策事業交付金の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成事業において、下記の取組を交付金の対象事業とするよう、制度の拡充を求める。

- (1) 猟友会をはじめとする認定鳥獣捕獲等事業者等が狩猟免許所持者を対象として実施する担い手育成研修、実施指導及び捕獲技術向上に向けた取組
- (2) 自治体が狩猟免許未所得者を対象として実施する狩猟免許取得の促進に向けた取組や鳥獣捕獲の担い手確保に向けた普及啓発の取組

2 射撃場整備への支援

狩猟者の射撃技能向上に必要な施設である射撃場の整備について、新設及び改修に要する経費を指定管理鳥獣対策事業交付金の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成事業の支援対象とするよう、制度の拡充を求める。

3 鳥獣被害を防止する環境整備への支援

河川敷・道路脇等の樹木伐採や雑草の刈払いなどの環境整備に対して、指定管理鳥獣対策事業交付金等により、十分な予算の確保を求める。

加えて、環境整備に係る作業の効率化及び安全性を確保するための、新たな技術の導入に対する支援についても検討すること。

4 関係省庁間の連携

地域において、より実効性のある鳥獣被害対策を進めるため、担い手の確保・育成や個体数管理など、関連する事務を所管する省庁間の垣根を超えた一元的かつ横断的な連携・支援体制を求める。

環境事務次官

秦 康之 様

ツキノワグマをはじめとした
鳥獣被害防止に向けた提案

令和8年8月

岐阜県知事 江崎 禎英

近年、有害鳥獣による農林業被害や森林生態系への影響が深刻化しているほか、人的被害も発生しており、特にツキノワグマについては、岐阜県内でも本年4月から7月までの間に、昨年同時期を約140件上回る500件以上の出没が確認され、全国的にも被害の広がりを見せるなど、被害防止に向けた取組が急務となっています。

こうした中、令和7年11月、国においては「クマ被害対策パッケージ」が閣議決定され、様々な対策を迅速に講じていただいております、心から敬意を表します。

鳥獣対策には、狩猟免許所持者の確保・育成が重要となりますが、全国的にも、狩猟免許所持者数が減少しており、近年は令和3年に約21万人となるなど回復傾向にありますが、年代別では60歳以上が約半数となり、高齢化が顕著です。

これと軌を一にし、岐阜県内においても若干の回復傾向にあるものの、狩猟免許所持者はピーク時の3分の1以下となり、高齢者の割合が高く、さらに令和7年度からの緊急銃猟制度開始により、担い手確保及び技術力向上の取組がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、本県では、狩猟免許所持者に対して猟友会などによる実施指導や捕獲技術向上・狩猟事故防止の研修会、狩猟免許未取得者向けの普及啓発等の取組により担い手確保を図っています。また、若者や女性といった新たな担い手確保につなげるため、老朽化した射撃場の改修やトイレや待合室の整備を実施しています。

猟友会等による地域の実情に応じた取組や、普及啓発活動、基盤となる射撃場の適切な整備が必須と考えますが、上記の取組、整備に係る経費は現状、国の支援対象外となっています。

狩猟の担い手確保は本県のみならず、全国的な課題であり、こうした取組を国として支援することで全国的な担い手の増加に寄与するものと考えます。

また、ツキノワグマが人間の生活圏に出没する場合、身を隠すことができる藪や雑草の生い茂る河川敷、道路脇等を移動していると考えられることから、河川敷・道路脇等の樹木伐採や雑草の刈払いなど、見通しを確保する「緩衝地帯」の整備が必要不可欠となります。

緩衝地帯の整備にあたっては、広範に及ぶ作業が必要となるため、十分な予算を確保するとともに、効率的かつ安全に作業を実施するための新たな技術の導入への支援に係る検討も必要と考えます。

以上を踏まえ、本県としては、引き続き、国と緊密に連携し、ツキノワグマをはじめとした鳥獣被害への対策を進めていく所存ですが、国においても鳥獣被害の拡大防止に向け、下記の事項について検討いただくよう強く要望します。

記

1 鳥獣捕獲の担い手の確保・育成

鳥獣捕獲の担い手不足への対応のため、指定管理鳥獣対策事業交付金の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成事業において、下記の取組を交付金の対象事業とするよう、制度の拡充を求める。

- (1) 猟友会をはじめとする認定鳥獣捕獲等事業者等が狩猟免許所持者を対象として実施する担い手育成研修、実施指導及び捕獲技術向上に向けた取組
- (2) 自治体が狩猟免許未所得者を対象として実施する狩猟免許取得の促進に向けた取組や鳥獣捕獲の担い手確保に向けた普及啓発の取組

2 射撃場整備への支援

狩猟者の射撃技能向上に必要な施設である射撃場の整備について、新設及び改修に要する経費を指定管理鳥獣対策事業交付金の認定鳥獣捕獲等事業者等の育成事業の支援対象とするよう、制度の拡充を求める。

3 鳥獣被害を防止する環境整備への支援

河川敷・道路脇等の樹木伐採や雑草の刈払いなどの環境整備に対して、指定管理鳥獣対策事業交付金等により、十分な予算の確保を求める。

加えて、環境整備に係る作業の効率化及び安全性を確保するための、新たな技術の導入に対する支援についても検討すること。

4 関係省庁間の連携

地域において、より実効性のある鳥獣被害対策を進めるため、担い手の確保・育成や個体数管理など、関連する事務を所管する省庁間の垣根を超えた一元的かつ横断的な連携・支援体制を求める。